

大和市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則

大和市住民投票条例施行規則（平成18年大和市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第92条第5項」を「第92条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。